

## 静岡市大規模展示会出展等事業補助金交付要綱

静岡市大規模展示会出展等支援事業補助金交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 静岡市は、製造業の振興及び発展を図るため、大規模展示会出展等事業を実施する事業者又は団体（以下「事業者等」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において「大規模展示会出展等事業」とは、新市場又は販路の開拓を目的として、次のいずれかに該当する展示会に出展し、又はこれを開催する事業をいう。

- （1）小間数又は出展企業数が100を超えるもの
- （2）海外で行うもの
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、市長が新市場又は販路の開拓に有効であると認める規模のもの

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもので、市長が必要があると認めるものとする。

- （1）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であって市内に本社又は工場を保有するもの又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第 3 条第 4 号に規定する企業組合であって市内に主たる事業所を保有するもののうち、統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類の大分類Eに掲げる製造業に区分されるもの。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するものを除く。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有しているもの

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有しているもの

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めるもの

- （2）構成員の 3 分の 2 以上が前号に規定する者である団体

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、大規模展示会出展等事業のうち次に掲げるものであって、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 展示会（即売を主な目的とするもの及び静岡市の補助金を受けて開催するものを除く。次号において同じ。）に補助対象者が自ら製造する製品（補助対象者が前条第2号に規定するものである場合にあっては、その構成員のうち同条第1号に規定する者が自ら製造する製品）を出展する事業
- (2) 前条第2号に規定するものが、その構成員のうち同条第1号に規定する者が自ら製造する製品を展示する展示会を開催する事業  
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- (1) 国内で補助事業を行う場合 展示会に出展し、又は展示会を開催するために使用する会場の借上料又は小間に係る使用料（附帯設備、電源等に係る使用料を除く。次号において「借上料等」という。）
- (2) 海外で補助事業を行う場合 借上料等、製品の輸送料及び保険料並びに印刷物の作成に係る費用（翻訳料及びデザイン料を含む。）

2 補助事業を共同して実施する場合の補助対象経費は、前項の規定による経費のうち、当該補助対象者の負担に係る経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額から国等補助金（この補助金の補助対象経費を対象として、国、他の地方公共団体等から補助対象者に交付される補助金をいう。この場合において、この補助金の補助対象経費以外の経費を対象として当該補助金が交付されるときは、当該補助金は、当該経費とこの補助金の補助対象経費に均等に交付されたものとみなす。）の額を控除した額の2分の1に相当する額の範囲内で市長が定める額とし、別表に定める額を限度とする。

(補助回数等)

第7条 一の事業者等（団体の構成員として補助金の交付を受ける場合を含む。以下同じ。）に対する補助金の交付は、1年度において1回限りとする。この場合において、一の事業者等が毎年度開催される同一の展示会に出展する場合の補助金の交付は、平成29年度に出展する事業者等について、平成26年度から平成28年度の期間に2回出展をしていた場合は、別表の「3回」の欄を、1回出展していた場合は「2回」の欄を適用するものとし、通算して3回

を限度とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとするものは、大規模展示会出展等事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、補助事業に係る展示会の開催期間の初日が4月1日から9月30日までの日である場合にあっては4月1日から8月31日までの間に、10月1日から翌年の3月31日までの日である場合にあっては9月1日から翌年の2月末日までの間に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 定款、規則、会則その他申請者の概要が確認できる書類
- (4) 構成員名簿(申請者が団体の場合に限る。)
- (5) 展示会の概要が確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、大規模展示会出展等事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (2) 規則及びこの要綱を遵守すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第11条 第9条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ大規模展示会出展等事業変更(・中止・廃止)承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書(様式第2号)

(2) 変更収支予算書 (様式第3号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第12条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、大規模展示会出展等事業変更(・中止・廃止)承認通知書(様式第6号)により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。)又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに大規模展示会出展等事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、市長へ報告しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第2号)

(2) 収支決算書(様式第3号)

(3) 補助事業の実施を確認することができる写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、大規模展示会出展等事業補助金交付確定通知書(様式第8号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して20日以内に請求書を市長へ提出しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(補助回数の特例)

2 第7条の規定にかかわらず、静岡市大規模展示会出展等支援事業補助金交付要綱の一部を

改正する要綱（平成26年4月1日施行）による改正前の静岡市大規模展示会出展等支援事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けた回数は、同条後段の規定による回数に通算しない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助回数	補助金の限度額			
	第3条第1号に規定する者が国内で補助事業を行う場合	第3条第1号に規定する者が海外で補助事業を行う場合	第3条第2号に規定する者が国内で補助事業を行う場合	第3条第2号に規定する者が海外で補助事業を行う場合
1回	30万円	50万円	構成員のうち第3条第1号に規定する者ごとに30万円とし、その合計の額が180万円を超えるときは180万円	構成員のうち第3条第1号に規定する者ごとに50万円とし、その合計の額が300万円を超えるときは300万円
2回	20万円	30万円	構成員のうち第3条第1号に規定する者ごとに20万円とし、その合計の額が120万円を超えるときは120万円	構成員のうち第3条第1号に規定する者ごとに30万円とし、その合計の額が180万円を超えるときは180万円
3回	10万円	15万円	構成員のうち第3条第1号に規定する者ごとに10万円とし、その合計の額が60万円を超えるときは60万円	構成員のうち第3条第1号に規定する者ごとに15万円とし、その合計の額が90万円を超えるときは90万円

備考 「補助回数」とは、一の事業者等が同一の展示会に出展する場合のこの要綱による補助金の交付を前年度までに受けた回数をいう。

様式第1号（第8条関係）

大規模展示会出展等事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者氏名

④

補助金の交付を受けたいので、静岡市大規模展示会出展等事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 展示会の名称

2 交付申請額 円

3 申請の内容（該当するものに○）

- (1) 全国的な規模の展示会に出展
- (2) 全国的な規模の展示会を開催（団体に限る。）
- (3) 海外で開催される全国的な規模の展示会に出展
- (4) 海外で全国的な規模の展示会を開催（団体に限る。）

4 展示会の内容

5 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款、規則、会則その他申請者の概要が確認できる書類
- (4) 構成員名簿（申請者が団体の場合に限る。）
- (5) 展示会の概要が確認できる書類

様式第2号（第8条、第11条関係）

事業計画（報告）書

1 展示会の名称 (展示場名・場所)	
2 目 的	
3 展示会の期間	
4 具体的内容	
5 その他	



様式第3号（第8条、第11条関係）

収支予算（決算）書

1 収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	摘要
合 計			

2 支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	摘要
対 象 経 費			
	小 計		
対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計			

様式第4号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

大規模展示会出展等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市大規模展示会出展等事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の時期
- 3 交付の条件
  - (1)次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
    - ア 補助事業の目的及び内容
    - イ 補助事業の事業計画及び収入支出の予算
    - ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎
  - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
  - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - (4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
  - (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）、静岡市大規模展示会出展等事業補助金交付要綱及び市長が指示する事項を遵守すること。

様式第5号（第11条関係）

大規模展示会出展等事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者氏名

㊟

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市大規模展示会出展等事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由

様式第6号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

大規模展示会出展等事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市大規模展示会出展等事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第7号（第13条関係）

大規模展示会出展等事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

主たる事務所の所在地

報告者 名称

代表者氏名

㊟

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市大規模展示会出展等事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- （1）事業報告書（様式第2号）
- （2）収支決算書（様式第3号）
- （3）補助事業の実施を確認することができる写真

様式第8号（第14条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

大規模展示会出展等事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、  
静岡市大規模展示会出展等事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円